



## 営業所及び委任関係一覧表（第4号様式その1）

記入上の注意

1. 委任先を設けない場合は、提出は不要である。
2. 「営業所」の欄には、委任を受けた営業所のみを記載すること。
3. 建設工事については、委任先とできるのは、建設業法上の許可のある営業所等に限る。
4. 「許可を受けた建設業」欄は、許可を受けた建設業のうち特定、一般の別に当該営業所における許可業種を、下表略号で記入すること。

表：建設業許可業種の略号

土木工事業	土	板金工事業	板
建築工事業	建	ガラス工事業	ガ
大工工事業	大	塗装工事業	塗
左官工事業	左	防水工事業	防
とび・土工・コンクリート工事業	と	内装仕上工事業	内
石工事業	石	機械器具設置工事業	機
屋根工事業	屋	熱絶縁工事業	絶
電気工事業	電	電気通信工事業	通
管工事業	管	造園工事業	園
タイル・れんが・ブロック工事業	タ	さく井工事業	井
鋼構造物工事業	鋼	建具工事業	具
鉄筋工事業	筋	水道施設工事業	水
舗装工事業	舗	消防施設工事業	消
しゅんせつ工事業	しゅ	清掃施設工事業	清